

スクールフレンド派遣事業 実施要項

1 趣 旨

明石市立小・中学校（以下「小・中学校」という）において、児童生徒の基礎学力の定着、向上の支援を目的として、学生スタッフ（以下「スタッフ」という）を、小・中学校に派遣し、児童生徒の学習支援を行う。

2 資 格

- (1) 原則として学生（中高生不可）
- (2) 教員志望の者または教育関係に関心のある者
- (3) 明石市もしくは近隣に在住する者

3 派遣校

派遣を希望する小学校、中学校

4 派遣期間

- (1) 当年4月～翌年2月までの間とする。
- (2) 平日及び長期休業中とする。
- (3) 1日あたりの派遣時間は4時間以内とする。
- (4) 派遣日及び派遣時間については、学校長とスタッフとの間で決定する。

5 活動内容

スタッフは、派遣先小・中学校長の命を受け、次の事項に携わる。

- (1) 休み時間や放課後の学習補助
- (2) 長期休業中に行う補充学習の補助
- (3) 授業での指導補助
- (4) 教材準備や教材作りの補助

6 謝礼等

- (1) 1時間につき、1,086円（税込）を支給する。
- (2) 通勤距離が2km以上の場合に、日額2,619円を限度として出勤回数により交通費を支給する。
- (3) 確定申告に必要である源泉徴収票については、翌年1月末日までにスタッフに送付する。

7 その他

- (1) スタッフは、原則として居住地の通学区域外の小・中学校へ派遣する。
- (2) スタッフは、労働者災害補償法を適用する。
- (3) スクールフレンド派遣先校は翌月第1月曜日までに「スクールフレンド出勤表」及び「スクールフレンド活動報告書」を教育委員会学校教育課へ提出する。連絡便に間に合わない場合は、持参するか、FAXで提出する。
- (4) 派遣先小・中学校長は、スタッフ派遣の効果について評価、検証を行う。
- (5) 明石市教育委員会事務局は、スタッフの活動状況や派遣の効果を把握するため、派遣先小・中学校を訪問する。

附 則
この要項は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要項は、平成 20 年 12 月 4 日から適用する。

附 則
この要項は、平成 21 年 3 月 4 日から適用する。

附 則
この要項は、平成 22 年 1 月 13 日から適用する。

附 則
この要項は、平成 27 年 3 月 4 日から適用する。

附 則
この要項は、平成 29 年 2 月 24 日から適用する。

附 則
この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要項は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この要項は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則
この要項は、令和 2 年 4 月 7 日から適用する。

附 則
この要項は、令和 5 年 4 月 7 日から適用する。

附 則
この要項は、令和 6 年 4 月 8 日から適用する。